道路移動等円滑化基準の改正内容(バスタ関連)

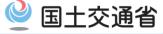
令和3年4月 道路局 企画課 評価室





バスタプロジェクトの展開

バスタプロジェクトの経緯



プロジェクトの立ち上げ

モーダルコネクト検討会とりまとめ(平成29年3月)

バス利用拠点の利便性向上『バスタプロジェクト』

バスタの 類型化

① マルチモードバスタ 集約交通ターミナル の戦略的な整備 [バス ⇔ 鉄道・新幹線、 タクシー等] ② ハイウェイバスタSA・PAを活用したバス乗換え拠点の整備[高速パス ⇔ 高速パス]

③ 地域の小さなバスタ 地域バス停※の リノベーションの推進

[バス ⇔ バス・乗用車・ 自転車・徒歩等]

※高速BS、道の駅、地域の路線バス停

施策への 位置付け

個別事業の

立ち上げ

社会資本整備審議会道路分科会 建議(平成29年8月22日)

6.モーダルコネクト(交通モード間連携)の強化

- ○バスタプロジェクトの推進
 - ・集約型の公共交通ターミナルを戦略的に整備する必要
 - ・収益等も最大限活用しながら、効率的な整備・運営を実現すべき
 - ・SA・PAを活用した高速バスの乗換拠点の整備を推進すべき
 - ・道の駅(SA・PA併設型など)や高速バスストップの多様な交通との 乗り継ぎを含めた有効活用等を推進すべき

道路法等の改正:特定車両停留施設(令和2年5月20日成立)

法律への 位置付け ○交通混雑の緩和や物流の円滑化 のため、バス、タクシー、トラック等の**事業者専用の停留施設** を道路附属物として位置付け (特定車両停留施設)



特定車両停留施設(イメージ)

バスタ新宿の供用開始(平成28年4月)





品川駅西口駅前広場の事業化(平成31年4月)



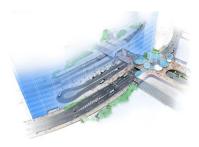


神戸三宮駅前空間、新潟駅交通ターミナルの事業化 (令和2年4月)



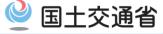


追浜駅交通ターミナル、近鉄四日市駅交通ターミナル、 呉駅交通ターミナルの事業化(令和3年4月)





バスタプロジェクトのコンセプト



- バスタプロジェクトは、道路管理者が主体となって行う集約型公共交通ターミナル(バスタ)の整備・マネジメントに より、地域における課題を解決するとともに、みち・えき・まちが一体となった新たな空間の創出により、道路ネット ワークの機能を最大限発現し、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新た な取組。
- 具体的には、交通拠点における「人中心の空間づくりの推進」、「モーダルコネクトの強化」、「官民連携の推進」、 「ICT等を活用した交通マネジメントの高度化」等の取組や、交通拠点のネットワーク化を通じて、道路交通ネット ワークのトータルマネジメントを目指す。

モーダルコネクトの強化

集約型公共交通ターミナルによりみち・えき・まちが一体となった新たな未来空間の創出

人中心の空間づくりの推進

動線・施設配置の最適化

待合環境の改善



バリアフリー化





バス停の集約・ターミナル化

災害時の輸送確保



他の交通モード・拠点との連携

官民連携の推進

PPP/PFIの活用





道路空間の立体的な活用



イベントの実施





MaaS等 への対応



ETC2.0 の活用

ICT等を活用した交通マネジメント の高度化(平常時・災害時)



各種情報収集・活用 (災害時の情報提供等)

地域の活性化

地域の実情に即した公共交通ネットワークの充実や賢く 公共交通を使う取組により、人と物の流れや地域の活 性化等をより一層促進。

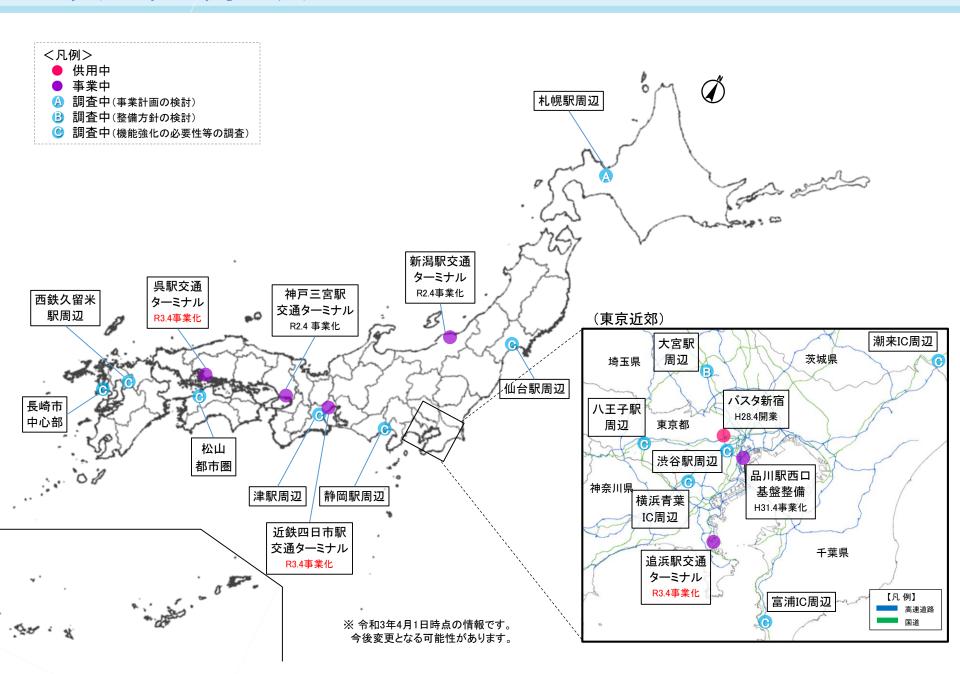
災害対応の強化

災害時の鉄道等の代替交通機関としてのバスの機能 を強化し、災害時の人流を確保。

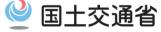
生産性の向上

ドライバー不足が進行するバスの運行効率化を促進す るとともに、バスの利用促進により都市部の渋滞損失 を削減。

バスタプロジェクトマップ

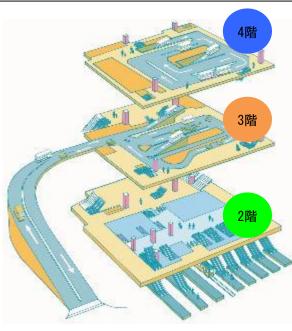


バスタ新宿の概要



- 道路管理者と民間会社が施設運営を行う官民連携事業による日本最大級のバスターミナル
- 駅周辺19箇所に点在していた高速バス停を集約し、高速バス・タクシー・鉄道が直結する、乗継ぎがスムーズなターミナル







3Fタクシー乗降場等



2F 駅施設、歩行者広場



〇高速バス利用者数

平均 約2.9万人/日 (最大 約4.1万人/日)

〇高速バス発着便数

平均 約1,492便/日 (最大 1,720便/日)

〇高速バス運行会社数 111社



多くの外国人観光客も高速バスを利用

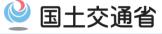


観光情報センターを併設し、国内外の旅行者 に全国の観光情報を提供



「バスタ新宿」前の歩道において、「道路空間を活用した賑わい創出」を目的として、地域の特産物などを販売する実験を実施

バスタ新宿 バリアフリー意見交換会



- 〇バスタ新宿のバリアフリー対策を、新宿区の障害者団体等と協働で実施中
- 〇これまで、現地点検、意見交換等を行いながら、施設や設備の改良等を順次実施

<バスタ新宿バリアフリー意見交換会>

バスタ新宿の更なる利便性向上に向けて、有識者及び地元障害者団体、 地元自治体等と協働で現地点検を行い、課題の抽出及び今後の改善に ついて意見交換を行うもの

	中央大学研究開発機構 教授 秋山哲男		
有識者	(株)ミライロ 代表取締役社長 垣内俊哉		
	(株)キクテック 相談役 池田典弘		
	アール・イー・アイ(株) エグゼクティブディレクター 中村豊四郎		
利用者	新宿区障害者団体連絡協議会		
新宿区	福祉部、みどり土木部、都市計画部		
事業者	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所		
	新宿高速バスターミナル(株)		

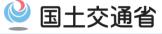
<開催状況>

- ○第1回 平成30年1月26日(金)
- ○第2回 平成30年10月11日(木)
- ○第3回 令和元年12月23日(月)
- ○第4回 令和2年1月14日(火)





「バスタ新宿」開業後におけるバリフリ対応状況の例



4F 高速バス関連施設

床面案内表示による案内の充実 [改善前]





[改善後]



筆談対応への改善

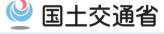


インフォメーションローカウンターへの タブレット設置

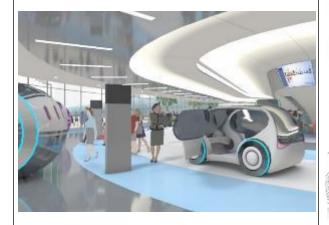
[改善後]



事業中のバスタプロジェクト



品川駅(東京都品川区)



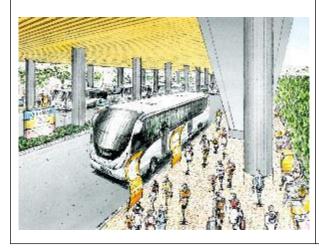
新潟駅(新潟県新潟市)



神戸三宮駅(兵庫県神戸市)



追浜駅(神奈川県横須賀市)



近鉄四日市駅(三重県四日市市)

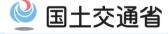


呉駅(広島県呉市)



※イメージであり、整備内容を決定するものではありません

道路法等の改正 →「特定車両停留施設」の創設



特定車両停留施設

- 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として、新たに位置付け
 - ▶ 施設運営については、コンセッション(公共施設等運営権)制度の活用を可能とする

事業者専用の道路施設の構築

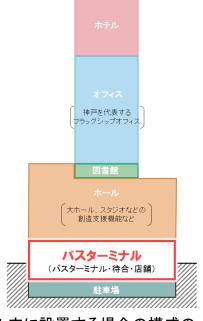
- バス、タクシー、トラック等を停留させるための「特定車両停留施設」を、新たに道路附属物として位置付け
- ▶ 道路管理者が停留料金を徴収できることとする 等



[バス乗降空間のイメージ]



「バス待合空間のイメージ]

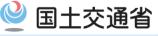


[再開発ビル内に設置する場合の構成のイメージ]

<特定車両停留施設のイメージ>

出典:国道2号等神戸三宮駅前空間事業計画「中間とりまとめ」(概要)

特定車両停留施設の構造及び設備



● 特定車両停留施設を構成する以下の部分について、構造及び設備の技術的基準を道路法省令 で規定。

特定車両用場所

誘導車路

(車両が走行する車路)

操車場所

(車両が転回等する場所)

停留場所

(車両を停留させる場所)

その他の特定車両の通行、 停留又は駐車の用に供する場所

旅客用場所

乗降場

(旅客が車両を乗降する場所)

旅客通路

(乗降場と外部、又は乗降場同士の 連絡路)

その他の旅客の用に供する場所(待合所等)

その他設備

排水設備

換気設備

等

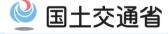
施設特有の機能

交通結節機能の高度化

災害時における対応



交通拠点の機能強化に関する計画ガイドライン(R3.4)



- バスタプロジェクトは、次世代モビリティも見据えた集約型公共交通ターミナルを官民連携により整 備し、モビリティネットワークのトータルマネジメントを行うものであり、国土強靭化や地方創生など の観点を加えつつ交通拠点を中心とした未来志向のまちづくりを目指す取組。また、シェアリング モビリティや自動運転、マイクロモビリティなどのモビリティサービス、ICTを活用したMaaS、データ 活用したマネジメントなどの新たな取組についても対応していくことが不可欠。
- バスタプロジェクトを全国展開するにあたり、交通拠点整備の計画を立案する際に共通して把握し ておくべき知識・ノウハウを整理してガイドラインとして取りまとめるもの。

構成

第1章 道路ネットワーク における交通拠点の意義 概要

・リンク中心からリンク×ノード×マ ネジメントへ

第2章 バスタプロジェ クトの概要

第 1

部

計画編

第2部

実務編

- ・バスタプロジェクトの概要
- バスタの類型

第3章 交通拠点に求め られる機能

- ・交通拠点に求められる機能
- ・ICT交诵マネジメント

強化の進め方

・交通拠点の機能強化に向けて、構 想、計画、事業化、管理運営の各段

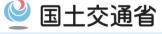
第4章 交通拠点の機能

階における実施事項・留意点

参考資料集 附属編

- 技術基準
- 事例集
- 関係法令・制度 等





バリアフリー法の改正

(「旅客特定車両停留施設」の追加、ソフト基準の位置づけ等)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律国土交通省

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリア フリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

- 〇ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事 例が顕在化
 - ※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)
- ○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、ソフト面の対策の強化が必要
- 〇オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※1を受け、市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが 必要
- ※1「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大
- ※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面実施

法律の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- ○公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設(※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 〇公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への 応諾義務を創設
- ○障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

- (1)優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進
- ○国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 〇公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に

「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

- (2)市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)
- 〇目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、
- 基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 〇心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフトー体の基本構想に ついて、作成経費を補助(※予算関連)
- ○バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等



高齢者疑似体験



【教育啓発特定事業のイメージ】

車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

〇公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

バリアフリー基準適合義務の対象拡大



対象施設(以前)

- 鉄道駅
- ・ バスターミナル
- 旅客船ターミナル
- 航空旅客ターミナル
- 特定道路
- 特定路外駐車場(駐車のように供する 部分が500㎡以上)
- 都市公園
- 特別特定建築物(床面積2000㎡以上の病院、ホテル、老人ホーム、劇場、特別支援学校等)

対象施設(改訂後)

• 鉄道駅

※下線部:追加した施設

- バスターミナル
- 旅客船ターミナル
- 航空旅客ターミナル
- 特定道路
- 旅客特定車両停留施設
- 特定路外駐車場(駐車のように供する 部分が500㎡以上)
- 都市公園
- 特別特定建築物(床面積2000㎡以上の病院、ホテル、老人ホーム、劇場、特別支援学校、公立小中学校等)

特定車両停留施設におけるバリアフリー基準



● 「道路法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正を踏まえ、構造等の技術基準を策定

道路法等の一部を改正する法律(R2.5)

■民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進 特定車両停留施設(バス、タクシー、トラック等の 事業者専用の停留施設)を道路附属物として位置付け



特定車両停留施設(イメージ)

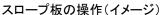
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律の一部を改正する法律(R2.5)

■バリアフリー基準適合義務の対象拡大

旅客特定車両停留施設(バス、タクシーを対象にした特定 車両停留施設)をバリアフリー基準適合義務の対象に追加

■公共交通事業者等におけるソフト対策強化 旅客特定車両停留施設の事業者に対するソフト基準 (スロープ板の操作、明るさの確保等)への適合義務を創設







施設の明るさの確保(イメージ)

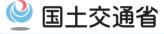
構造及び設備に関する基準

■特定車両停留施設の構造等基準の策定

移動等円滑化基準(バリアフリー基準)等

- ■旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準の策定
- ■旅客特定車両停留施設のソフト基準の策定

旅客特定車両停留施設のソフト基準について



- ハード基準に適合した旅客施設・車両等の機能が十分に発揮されるためには、公共交通事業者等が実際にサービスを提供する際にこれらの旅客施設等を適切に使用することが必要不可欠
- このためハード基準への適合義務に加え、役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)の遵守義務を課すこととされた【令和2年5月法改正】
- 旅客特定車両停留施設のソフト基準については、他の旅客施設や車両等のソフト基準 を参考に策定

ソフト基準の基本的な考え方

- ①バリアフリー化された旅客施設・車両等の機能が十分に発揮されるよう、ハード基準と対応するかたちでバリアフリー設備の操作方法や維持管理に関する基準を設ける
- ②人的対応を行うことを前提にハード基準を適用しないこととしている場合は、当該人的 対応を適切に実施すべき旨の基準を設ける等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抜粋学

国土交通省

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定 道路」という。)又は当該旅客特定車両停留施設(第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。)を、<u>移動等円滑化のために必要</u> <u>な道路の構造に関する条例(国道</u>(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)<u>にあっては、主務省令)で定める基準</u>(以下この条 において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

⇒ バリアフリー基準(ハード)

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設(以下この条において「新設特定道路等」という。)を道路移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した<u>役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。</u>

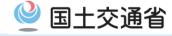
⇒ バリアフリー基準(ソフト)

- 4 道路管理者は、その管理する道路(新設特定道路等を除く。)について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。
- 5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における<u>誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。</u>
- 6 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する新設特定道路についてこれらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために 必要となる情報を、その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を 、それぞれ<u>適切に提供するよう努めなければならない</u>。
- 7 道路管理者は、その<u>職員に対し</u>、その管理する旅客特定車両停留施設における<u>移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努め</u>なければならない。
- 8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の<u>利用者に対し、</u>高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における<u>高齢者障害者等用施</u> 設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等 その他の関係者と相互に協力して、前各項(第二項を除く。)の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し<u>第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、</u>当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、<u>これに応じなければならない</u>。



ハード基準

旅客特定車両停留施設に関する法令上の位置づけ



省

法

【法律】

第48条の31

特定車両停留施設の構造及び設備の技術基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごと に、国土交通省令で定める。

路

特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令

【省令】

特定車両用場所

旅客用場所

その他設備

- 〇構造耐力
 - 〇特定車両の出入口
 - ○諸設備の配置
 - ○誘導車及び操車場所
 - ○停留場所

- 〇乗降場
- 〇通路
- 〇待合所 等

- 〇排水設備
- 〇換気設備 等

施設特有の機能

- 〇 交通結節点とし ての機能
- ○災害時の施設の 機能維持のため の構造

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

【法律】

第10条

道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路又は当該旅客特定車両停 **留施設を、移動等円滑化のために必要な道路の構造**に関する条例(国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。) にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

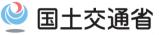
移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設 を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令

【省令】

旅客用場所

〇乗降場 〇待合所 〇通路 等

旅客特定車両停留施設の範囲



旅客特定車両停留施設

〇 バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設(特定車両停留施設)のうち、旅客を 対象とする特定車両停留施設(旅客特定車両停留施設)をバリアフリー基準適合対象に追加

特定車両用場所

誘導車路

(車両が走行する車路)

操車場所

(車両が転回等する場所)

停留場所

(車両を停留させる場所)

その他の特定車両の通行、 停留又は駐車の用に供する場所 構造等基準 (道路法)を策定

旅客用場所

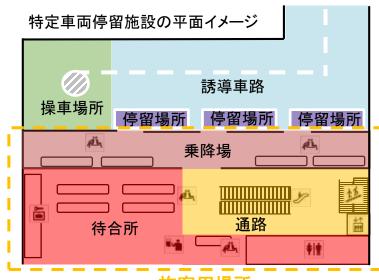
乗降場

(旅客が車両を乗降する場所)

通路

(乗降場と外部、又は乗降場同士の連絡路)

その他の旅客の用に供する場所(待合所等)



旅客用場所

バリアフリー基準の適合義務の対象に追加

※乗降場ごとに少なくとも1経路以上はバリアフリー 基準に対応

(それ以外の経路は、構造等基準(道路法)を 策定)

その他設備

排水設備

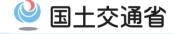
換気設備

等

. 構造等基準 (道路法)を策定

20

旅客特定車両停留施設におけるバリアフリー基準の概要



道路移動等円滑化基準を策定する上での留意事項

○既存の旅客ターミナルは、公共交通移動等円滑化基準に基づき整備されている。



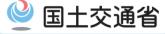
旅客特定車両停留施設の移動等円滑化基準を策定するにあたっては、旅客ターミナル利用者へのサービス水準を確保する観点から、公共交通移動等円滑化基準と同水準の基準とする。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の体系図

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー法)

<政令>	<省令>
バリアフリー法施行令	────── バリアフリー法施行規則
	バリアフリー法施行令第1条第2号に規定する人数の 算出に関する命令
	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅 密施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令 (公共交通移動等円滑化基準を規定)
	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を 定める省令
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定 する標識に関する省令
	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設 の構造及び配置に関する基準を定める省令
	───── 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した 役務の提供の方法に関する基準を定める省令(道路移動等円滑化基準を規定)
	移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令 2 ^c

旅客特定車両停留施設に関する基準の例【乗降場】



- 旅客特定車両停留施設の基準について、「公共交通移動等円滑化基準」を準用し、道路移動等円滑化基準に追加
- 乗降場については「公共交通移動等円滑化基準」を参考に追加

視覚障害者誘導用ブロック・柵



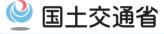
道路基準	公共交通基準 (準用・参考にした基準)
・視覚障害者の旅客特定車両場 所への進入を防止するための 設備(柵、視覚障害者誘導用ブロック等)を設置	・視覚障害者の車両用場所への 進入を防止するための設備(柵、 点状ブロック等)を設置

車椅子使用者が円滑に乗降できる構造



道路基準	公共交通基準 (準用・参考にした基準)	
・車椅子使用者が円滑に乗降で	・車椅子使用者が円滑に乗降で	
きる構造	きる構造	

旅客特定車両停留施設に関する基準の例【通路①】



旅客特定車両停留施設の基準について、「公共交通移動等円滑化基準」を準用し、道路移動等円 滑化基準に追加

通路



出入口



傾斜路



道路基準

- ·有効幅員 1.4m以上
- 合は1.2m以上

(通路の端末の付近の 広さを車椅子の転回に 支障のないものとし、 50m以内ごとに車椅子 が転回することができ る広さの場所を設け

公共交通基準 (準用した基準)

- ·有効幅員 1.4m以上
- ·構造上やむを得ない場 ·構造上やむを得ない場 合は1.2m以上
 - (通路の端末の付近の 広さを車椅子の転回に 支障のないものとし、 50m以内ごとに車椅子 が転回することができ る広さの場所を設け

道路基準

- •有効幅 0.9m以上
- 合は0.8m以上
- ・自動的に開閉する構造 又は高齢者、障害者等 が容易に開閉して通過 できる構造

- 構造上やむを得ない場

公共交通基準 (準用した基準)

- •有効幅 0.9m以上
- 構造上やむを得ない場 合は0.8m以上
- ・自動的に開閉する構造 又は高齢者、障害者等 が容易に開閉して通過 できる構造

道路基準

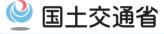
- •有効幅員 1.2m以上
- ・階段に併設する場合 は0.9m以上
- •縱断勾配 8%以下
- ・二段式の手すりを両 側に設置

公共交通基準 (準用した基準)

- •有効幅員
- 1.2m以上
- ・階段に併設する場合は 0.9m以上
- •縦断勾配
- 1/12(8.3%)以下
- ・ 手すりを両側に設置

※道路基準:道路移動等円滑化基準(移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令) 公共交通基準:公共交通移動等円滑化基準(移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令)

旅客特定車両停留施設に関する基準の例【通路②】



● 旅客特定車両停留施設の基準について、「公共交通移動等円滑化基準」を準用し、道路移動等円 滑化基準に追加

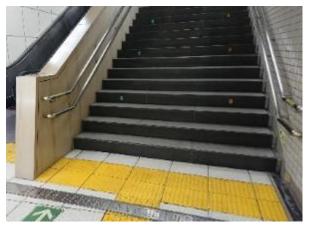
エレベーター



エスカレーター



階段



・かごの大きさ 1.4m以上×1.35m以上 (エレベーターの台数、 かごの大きさは、利用 状況を考慮して定め る)

道路基準

- ・出入口の有効幅 0.8m以上
- 乗降ロビーの・奥行き1.5m以上×1.5m以上

公共交通基準 (準用した基準)

- ・かごの大きさ 1.4m以上×1.35m以上 (エレベーターの台数、 かごの大きさは、利用 状況を考慮して定め
- る) ・出入口の有効幅 0.8m以上
- 乗降ロビーの・奥行き1.5m以上×1.5m以上

道路基準

- ・踏み段の有効幅0.8m以上
- ・行き先及び昇降方向を 音声により知らせる設 備を設置
- 公共交通基準 (準用した基準)
- ・踏み段の有効幅 <u>0.8m以上</u>
 - ・行き先及び昇降方向を 音声により知らせる設 備を設置

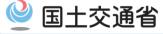
道路基準

公共交通基準 (準用した基準)

- ・二段式の手すりを両側に設置
- ・手すりの端部付近に、 階段の通ずる場所を点 字で示す
- チェルを正例に記録
- ・手すりを両側に設置
- ・手すりの端部付近に、 階段の通ずる場所を点 字で示す

[※]道路基準:道路移動等円滑化基準(移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令)

旅客特定車両停留施設に関する基準の例【その他の場所】



- ○運行情報提供設備、乗車券等販売所、待合所及び案内所、券売機、休憩設備の基準については 「公共交通移動等円滑化基準」を参考に追加
- ○乗降場の縦断勾配と横断勾配の基準について、歩道の基準(道路移動等円滑化基準)に合わせて 規定

運行情報提供設備、 券売機



写真出典:新宿高速バスターミナル株式会社HP

乗車券等販売所、 待合所及び案内所



写真出典: 新宿高速バスターミナル株式会社HP

休憩設備



乗降場



公共交通基準 道路基準 (参考にした基準) く運行情報提供 設備> 設備>

- ・運行に関する情 報を文字等によ り表示するため の設備及び音声 により提供する ための設備を備 える
- <券売機>
- ・券売機のうちー 以上は、高齢者、 障害者等の円滑 な利用に適した 構诰

- く運行情報提供
- ・運行に関する情 報を文字等によ り表示するため の設備及び音声 により提供する ための設備を備 える
- <券売機>
- 券売機のうちー 以上は、高齢者、 障害者等の円滑 な利用に適した 構诰

公共交通基準 道路基準

- カウンターを設け る場合は、そのう ち一以上は、車 椅子使用者の円 滑な利用に適し た構造
- ・文字により意思 疎通を図るため の設備を設ける (設備を有する販 売所には、当該 設備を保有して いる旨を表示す

る)

- (参考にした基準)
- カウンターを設け る場合は、そのう ち一以上は、車 椅子使用者の円 滑な利用に適し た構造
- ・文字により意思 疎通を図るため の設備を設ける (設備を有する販 売所には、当該 設備を保有して いる旨を表示す

道路基準	公共交通基準 (参考にした基準)

- •高齢者、障害者 等の休憩の用に 供する設備を一 以上設ける
- •高齢者、障害者 等の休憩の用に 供する設備を一 以上設ける

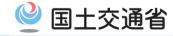
苦吸甘淮	歩道の基準
直路基準	(参考にした基準)

- •縦断勾配 5%以下
- (やむを得ない場 合は8%以下)
- •横断勾配
- 1%以下 (やむを得ない場 合は2%以下)
- •縦断勾配 5%以下
- (やむを得ない場 合は8%以下)
- •横断勾配
- 1%以下
- (やむを得ない場 合は2%以下)

※道路基準:道路移動等円滑化基準(移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令)

る)

【参考】旅客特定車両停留施設(バリアフリー基準)①



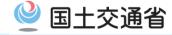
	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令>
乗降場	乗降場	・車椅子使用者が円滑に乗降できる構造 ・柵、視覚障害者誘導用ブロック等の設置(視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための) ・平たんで滑りにくい仕上げ ・縦断勾配:5%以下(やむを得ない場合は8%以下) ・横断勾配:1%以下(やむを得ない場合は2%以下)	同等 ※道路移動等円滑化基準を参考に「平たん」「縦断 勾配」「横断勾配」について規定
	通路	・通路幅 :140cm以上 ※やむを得ない場合、通路の末端を車椅子の転回 に支障のないものとし、50mごとに車椅子を転回 できる場所を設け、幅を120cm以上とできる ・出入口幅 :90cm以上(やむを得ない場合80cm) ・戸 :幅90cm以上、自動で開閉又は高齢者・障害 者等が容易に開閉(やむを得ない場合: 80cm)	同等
通路	傾斜路	・幅:120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上) ・勾配:8%以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、12%以下) ・踊り場:高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場設置 ・手すり:二段式を両側に設置 ・色彩:勾配部と接続通路の明度、色相、彩度の差を大きく	同等 ※道路移動等円滑化基準を参考に「手すりの二段 式」について規定

【参考】旅客特定車両停留施設(バリアフリー基準)②



	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
	小龙龙 身口		<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令>
	エレベーター	・出入口の幅:80cm以上 ・かごの幅:140cm以上 ・かごの興行き:135cm以上 ・乗降ロビーの幅:150cm以上 ・乗降ロビーの奥行き:150cm以上 ・延長機能:開扉時間を延長する機能を設置 ・鏡、手すり、音声設備を設置 ・操作盤:車椅子使用者用の操作盤を設置(点字を要する) ・エレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定める	同等
通 路	エスカレーター	・幅:80cm以上 ・踏み段:車椅子のため必要な広さ確保(車止めを設置) ・昇降口:3枚以上の踏み段が同一平面上にあること ・上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置・滑りにくい仕上げ ・色彩:踏み段端部と周辺の輝度比を大きく ・進入可否:上端・下端付近通路の床面に示す	同等
	階段	・色彩:踏面端部と周辺の輝度比を大きく ・手すり:二段式を両側に設置 ・点字:手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を 示す ・回り段:設置しない ・滑りにくい仕上げ ・つまずきの原因を除く	同等 ※道路移動等円滑化基準を参考に「手すりの二段 式」について規定

【参考】旅客特定車両停留施設(バリアフリー基準)③

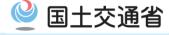


	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は 車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車 両等を使用した役務の提供の方法に関する基 準を定める省令>
	運行情報提供設備	文字・音声等による運行情報提供設備を設置	同等
その他の旅客の用に供する場所	便所	・表示:男女用の区別、便所の構造(音、点字等でも 案内) ・滑りにくい仕上げ ・1以上の車椅子使用者が利用できる便所 ・1以上の高齢者・障害者等のための便所	同等
	乗車券販売所 待合室 案内所	・出入口の幅:80cm以上 ・段差:車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない ※やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設 ・文字により意思疎通を図るための設備を設置	同等
	発券機	・一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造	同等
	案内標識	・設置場所 :エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、 乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩施設	同等
	視覚障害者誘導用ブロック等	・視覚障害者誘導用ブロック設置場所 :エレベーター乗降口の通路に設ける操作盤、移動 等円滑化のための主要な設備の配置を表示した 案内板、便所の出入口、乗車券等販売所との間の 経路を構成する通路 ・視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に、 視覚障害者誘導用ブロックを敷設	同等
	休憩設備 照明設備	・高齢者、障害者等の休憩設備を一以上設置・優先席を設ける場合は、優先的な利用の対象者を表示・照明設備を設置	同等



ソフト基準

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準の整理



- 旅客特定車両停留施設のうち、以下に該当する設備・構造については、障害者等の円滑な施設利用の支障とならないよう、役務提供に関する基準(ソフト基準)の規定が必要
 - ・人的対応を行うことを前提とする設備、又は人的対応を行うことによって適用除外となる設備
 - ・設置するだけではなく、継続して機能を維持しなければならない設備
- 「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」(座長:秋山哲男中央大学教授)において検討された、公共交通機関の旅客施設のソフト基準を参考に設定

【ソフト基準の規定が必要な設備・構造】

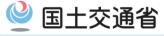
人的対応が 必要な設備

- ①旅客が利用するために職員等による操作が必要な設備・構造
- ②職員等が求めに応じてすることが必要な設備
- ③職員等の配置をもって適用除外とされる設備

継続して機 能を維持し なければな らない設備

- 4運行情報提供設備
- 5照明設備
- ⑥音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(1/6)



ハード基準

①旅客が利用するために職員等による操作が必要な 設備・構造

【対象】

- 通路に設置するエレベーター、エスカレーター等
- •乗隆場

【該当する基準例】

(通路)

通路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベ ーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを 得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由により エスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレ 一ター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適 した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

(乗降場)

旅客特定車両停留施設の乗降場は、当該乗降場に接して停 留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構 造のものであること。

ソフト基準

【課題】

段差解消のために設置されたエスカレーターや、 車椅子使用者の円滑な利用のために必要な施設・ 構造(例:階段昇降機)などにおいては、職員等によ る安全確認や昇降の操作、設置等が必要なものが ある。



上述施設を設置する場合は、 以下のとおり役務基準を規定

【基準】

(通路)

車椅子使用者が円滑に利用するために必要な 役務の提供を行うものとする。

(乗降場)

車椅子使用者が円滑に乗降するために必要な 役務を提供するものとする。



階段昇降機

リフト付きバス 出典:日本バス協会HP



旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(2/6)



ハード基準

②職員等が求めに応じて対応することが必要な設備

【対象】

・乗車券等販売所、待合所及び案内所

【該当する基準例】

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。) は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設け るものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を 当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

ソフト基準

【課題】

車椅子使用者や聴覚障害者と職員等が円滑に意思疎通を図るため、求めに応じて、<u>職員等は必要な</u> 役務を提供する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準】

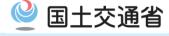
(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

乗車券等販売所又は案内所においては、<u>聴覚障</u> <u>害者からの求めに応じ、文字により意思疎通を</u> 図るものとする。



筆談ボード 出典::新宿高速バスターミナル(株)

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(3/6)



ハード基準

③職員等の配置をもって適用除外とされる設備

【対象】

- 視覚障害者誘導用ブロック
- ・乗車券等販売所、待合所及び案内所
- •券売機

【該当する基準例】

(視覚障害者誘導用ブロック)

旅客特定車両停留施設の視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路と乗降口に設ける操作盤、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

- ① カウンターを設ける場合は、そのうちー以上は、車椅子使用者の 円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者 が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、こ の限りでない。
- ② 前規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

(券売機)

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。 ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

ソフト基準

【課題】

視覚障害者誘導用ブロック等において、職員等の 配置をもって適用除外としている規定があることから、 職員等の誘導等が適切に実施される必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準】

(視覚障害者誘導用ブロック)

視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備 間の誘導を適切に実施するものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

- ① 乗車券等販売所では、<u>車椅子使用者からの求めに</u> 応じ、カウンターの前に出て対応すること。
- ② ①の規定は、待合所及び案内所において、準用する。

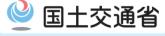
(券売機)

高齢者、障害者等の求めに応じ、乗車券等の販売 を行うものとする。



乗車券購入有人対応

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(4/6)



ハード基準

④運行情報提供設備

【対象】

•運行情報提供設備

【該当する基準例】

<u>(運行情報提供設備)</u>

旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

⑤照明設備

【対象】

·照明施設

【該当する基準例】

(照明施設)

乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

ソフト基準

【課題】

運行情報提供設備は、設置するだけではなく、<u>文字等による表示および音声による提供を継続して実施する必要がある</u>。

以下のとおり役務基準を規定

【基準】

(運行情報提供設備)

設備を使用して、運行に関する情報が文字等により 適切に表示されるようにするものとする。

【課題】

照明施設は、設置するだけではなく、<u>継続して機能を</u> 維持する必要がある。

以下のとおり役務基準を規定

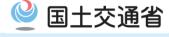
【基準】

(通路、通路と乗車券等販売所や便所との間の経路) 照明設備の適切な照度を確保すること。

(階段)

照明設備の適切な照度を確保すること。

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(5/6)



ハード基準

⑥-1音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

【対象】

・エレベーター

【該当する基準例】

(エレベーター)

- ①かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- ②停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、 **到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設 けること**。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸 が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置 が設けられている場合においては、この限りでない。

ソフト基準

【課題】

エレベーターの音声による情報提供設備は、設置するだけではなく、継続して機能を維持する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準】

<u>(エレベーター)</u>

- ① **籠内は、開閉する籠の出入口が音声により知らさ** れるようにするものとする。
- ② **籠内は、籠が到着する階及び昇降路の出入口のと** の閉鎖が音声により知らされるようにするものとする。
- ③ 乗降ロビーでは、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにするものとする。
- ④ 籠内は、籠及び昇降路の出入口の戸が開いたとき に籠の昇降方向が音声により知らされるようにする ものとする。



1階です。

扉が閉まります。

上に参ります。

音声案内のイメージ (エレベーター)

旅客特定車両停留施設に関するソフト基準(6/6)



ハード基準

⑥-2音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

【対象】

- ・エスカレーター
- ・視覚障害者誘導用ブロック
- *案内標識
- •便所

【該当する基準例】

<u>(エスカレーター)</u>

旅客特定車両停留施設のエスカレーターには、<u>当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。</u>

(視覚障害者誘導用ブロック)

視覚障害者誘導用ブロックには、<u>視覚障害者の移動等円滑</u> 化のために必要であると認められる箇所に、音声により視 覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(案内標識)

公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

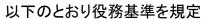
(便所)

障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区 別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に 示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

ソフト基準

【課題】※再掲

エスカレーター、その他必要な箇所における音声による情報提供設備は、設置するだけではなく、<u>継続して機能を維持する必要</u>がある。_____



【基準】

<u>(エスカレーター)</u>

<u>当該エスカレーターの行き先及び昇降方向に関する情報</u> を音声により知らされるようにするものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

<u>音声により視覚障害者を案内するものとする</u>。

(移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内) 旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置が 音により視覚障害者に示されるようにするものとする。

<u>(便所)</u>

男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限 る。)並びに便所の構造が音により視覚障害者に示され るようにするものとする。



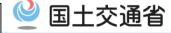
音声案内のイメージ (エスカレーター)



音声案内のイメージ (便所)



バリアフリーガイドラインの作成に向けて



- ハード基準に加え、今回新たに定めたソフト基準を含め、道路管理者が道路空間のユニバーサルデザインを検討する上で、参考となる事項を参照しやすい構成となるよう留意。
- 基本的な考え方を示した上で、「移動等円滑化基準等に基づく内容」と、これに準じて積極的に取組むことが求められる「標準的な内容」、さらに高い水準を求める「望ましい内容」に分けて整理。
- 参考事例を交えつつ、予備知識が無くても具体のイメージをもってわかりやすく読める工夫。

第一部

第二

部

- 1章:道路の移動等円滑化の基本的考え方
- ・バリアフリー法・道路移動等円滑化基準の内容
- ・ガイドラインの位置づけ・目的
- •対象施設•対象者

2章:連携協力や当事者参加の考え方

- ・道路管理者間・周辺施設管理者・公共交通事業者との連携
- ・計画・整備など各段階での障害者や専門家等の関与

1章:歩道等及び自転車歩行者専用道路等の 整備・管理

2章:立体横断施設の整備・管理

3章:乗合自動車停留所の整備・管理

4章:路面電車停留所等の整備・管理

5章:自動車駐車場の整備・管理

6章:旅客特定車両停留施設の整備・管理

7章:その他の施設等の整備・管理

道路移動等円滑化基準に定められるハード・ソフト 基準に加え、これまでの懇談会での議論、関連する ガイドライン等を参考に記述

以下の3段階で整理

「道路移動等円滑化基準に基づく内容」(◎)

道路移動等円滑化基準(ハード基準・ソフト基準)に基づく、最低限の円滑な移動を実現するための内容の記述を行ったもの

「標準的な内容」(〇)

社会的な変化や利用者の要請に合わせた実施内容のうち標準的な 内容で、積極的な対応が求められるもの

「望ましい内容」(◇)

上記を行ったうえで、移動等円滑化基準に基づく内容、標準的な内容より、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のもの 38